

別紙

国道利第2号
平成26年4月10日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} あて

国土交通省道路局路政課長

「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」の一部改正について

民間からの収益還元を活用した新たな官民連携によるバス停留所に設置される上屋の整備又は維持管理を展開するため、新たに道路管理者が管理するバス停留所に設置される上屋に対しても一定の要件のもとで広告物の添加を認めることとし、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第26号）の一部を下記のとおり改正するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 別紙1の1中「移動の円滑化の観点から、」の下に「道路管理者が管理するバス停留所に設置される上屋（以下「道路附属物上屋」という。）、ベンチの整備又は維持管理若しくは」を加える。
- 2 別紙1の1①中「上屋」を「占用物件上屋」に改める。
- 3 別紙1の2中「上屋」を「道路附属物上屋又は占用物件上屋（以下単に「上屋」という。）」に改める。

- 4 別紙1の4(6)中「損い」を「損ない」に改める。
- 5 別紙1の6(1)中「バス事業者から提出」を「バス事業者又は広告事業者から提出」に、「バス事業者から説明」を「バス事業者又は広告事業者から説明」に改める。
- 6 別紙1の7を次のように改める。
- (1) 道路附属物上屋に添加廣告板を設置する場合の留意事項
- (ア) 添加廣告板を設置することを主たる目的として道路附属物上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。
- (イ) 添加廣告板を用いた広告事業により広告事業者が得た収入が、道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行う道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。
- (ウ) 道路附属物上屋の整備又は維持管理及び添加廣告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じた時は、道路附属物上屋を設置する事業者及び添加廣告板の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における事業者と道路管理者との間の連絡通報関係及び事業者における責任の所在が明確であること。
- (エ) 道路管理者が道路附属物上屋の移設、撤去等を行う場合には、当該上屋に設置される添加廣告板の所有権を有する広告事業者においても、添加廣告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- (オ) 道路管理者は、道路附属物上屋に添加廣告板の設置を認めようとする場合には、事前に時間的余裕を持って、当該地域を管轄する警察署長に対し、バス路線全体における添加廣告板の広告事業者、表示内容、設置箇所等を記載した詳細な添加廣告板の設置計画について協議を行うこと（広告物のみを道路附属物上屋に添加する場合を含む。）。
- なお、当該協議において、警察署長から交通安全上の意見があったときには、道路附属物上屋の改善、占用許可の条件を附すなど、必要な措置を行うこと。
- (2) 占用物件上屋に添加廣告板を設置する場合の留意事項
- (ア) 添加廣告板を設置することを主たる目的として占用物件上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加廣告板の設置どあわせて占用物件上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。
- (イ) 添加廣告板の占用許可の申請に際しては、添加廣告板を設置する上屋

の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、占用物件上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 占用物件上屋の占用主体と添加廣告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① 占用物件上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。
- ② 添加廣告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、占用物件上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
- ③ 占用物件上屋及び添加廣告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。
- ④ 道路管理者が占用物件上屋の占用主体たるバス事業者に対し、監督处分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加廣告板の所有権を有する広告事業者においても、添加廣告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- ⑤ 占用物件上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加廣告板も占用を廃止すること。
- ⑥ 添加廣告板の占用を廃止する場合における、占用物件上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。